

## 障害者自立支援協議会の取組みについて

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、年度前半は、各区自立協も中止や延期を余儀なくされたものの、感染症対策（広い会議室を確保し密集を避ける、参加人数を制限する、短縮開催、リモート開催等）を講じ、概ね6月頃から適宜状況を判断した上で取り組みを再開した。平時ではない情勢において、新たな取り組みや支援策を模索する等、資源開発に繋がるような副次的な効果も確認されている。

### 1 各区障害者自立支援協議会の活動及び地域部会での共有・協議を通じた、地域課題解決に向けた的確な取り組みの汎化

#### <今年度の取組み状況>

#### (1) 多機関協働による地域作りについて（資源に関する情報集約と共有の仕組み作りについてを含む）

平成30年度から協議を重ねてきた「高齢分野、民生委員等と連携した地域ケアシステムの整備について（区自立協と地域生活支援拠点との連携のあり方を含む）」の取組みにより、高齢分野、特に地域包括支援センター（以下、「包括」という。）との協働支援がそれぞれの地域で確実に進んでいることを確認しており、下表は各区自立協における主な取り組み状況等である。

	取組み状況等
青葉区	○サポネットあおばのつどい ・『障害分野と高齢分野との連携の在り方～地域の取り組みに学ぶ～』をテーマに、対象地域（大沢広陵、国見）の実践事例から連携の契機等を共有。
宮城野区	○実務者ネットワーク会議（規模縮小して開催） ・当事者参画を見据えたテーマ設定や、包括の参加を想定した企画。 ○包括の情報交換会や圏域会議への参加 ・災害時個別支援計画をテーマにした会議に障害分野も出席。
若林区	○高齢分野との連携強化・ネットワーク構築 ・圏域会議への参加、個別事例を通じた地域の支援体制構築。 ・（包括が）相談支援事業所と連携した好事例について、今後ニュースレターでフィードバックする予定。
太白区	○地域を巻き込んだ支援体制の構築（主に包括と） ・既存の地域活動との協働（出張相談、住民向け相談会等） ○高齢・障害分野合同の事例検討（昨年度から継続）。
泉区	○圏域会議、地区民児協勉強会への参加 ・研修会等に相談支援事業所が講師として参加。成果として、65歳到達

	<p>前から協働支援を開始した事例あり。</p> <p>○実務者ネットワーク会議用のホームページを作成</p> <p>・内容確認，予定変更等，気軽に検索し参加しやすい工夫（感染症対策にも寄与）。</p>
--	---

表1 各区の取組み状況等（参考資料1からも一部抜粋）

**○高齢分野，民生委員等と連携することにより得られた主な成果**

- ・（既存の会議体等を活用し協働することで）障害分野の認知度，理解が進み，これまで潜在化していた地域における課題（「心配している障害者との関わり方が分からない」等）を発見，把握する契機となり，共通課題として認識されるようになった。
- ・相互に関わり合うことで高齢分野から個別事例に関する相談を受ける機会が増えており，民生委員児童委員だけが把握しているようなケースへのチームアプローチを行う糸口となっている。

**○成果を共有することにより得られた主な効果，または期待したい効果**

- ・分野を超えた連携の効果として，地域のタイムリーな動きや情報が得られるだけでなく，円滑に地域活動を進める一助となっている。
- ・好事例に触れ，その取組みをそれぞれの活動に還元し共有することで，さらなる連携強化が期待できる。

それらを踏まえ，今年度は，主に次の事項について協議を行った。

- ・さらに踏み込んだ的確な支援に繋げていくために，得られた成果を他分野等と共有する機会をどのように確保することが効果的であるか。
- ・共有することにより得られた成果を日々の相談支援において実践，検証することにより，それら実践が一定の地域にとどまることなく，全市的な普及を図る上でどのような視点に基づき整理していくことが効果的であるか。
- ・共通化することで多機関連携や地域住民，当事者等の日々の暮らしやすさに寄与するものとして考えられる事項について。

**（主な意見，実践について）**

- ・障害分野の理解や認知度は上がってきているものの，地域では「何かあったら包括に相談する」という声を聞くことが多い。引き続き普及啓発を進めるとともに，包括との連携をさらに強化していくことが，声を上げられない方等に必要な支援が届きやすくなる仕組み作りに繋がっていく。（各区での取組み）
- ・「災害」における支援は，障害，高齢問わず地域における共通のテーマであり，それらを重点的に取り上げた勉強会や意見交換会の開催を契機として，共通する課題への協働とその認識，理解を深めることに繋がった。（宮城野区での取組み）

- ・マトリックス法を用いて区自立協の活動や取り組みの効果的なあり方（例えば、効果が高く労力が少なく、かつ当事者の方に求められているものを優先的に実施していく）を整理することによって、人が代わっても繋がりを継続できる継承のモデルとなるような実践になった。（泉区での取り組み）

## （２） 区障害者自立支援協議会と基幹相談支援センター事業、地域生活支援拠点との連携のあり方について

基幹相談支援センター事業（以下、「基幹センター」という。）、地域生活支援拠点（以下、「拠点」という。）ともに、各区自立協の「困難ケースを拾い上げる機能」を有する既存の会議体（ケースレビュー）等において、重点的に関わると判断された対象者の情報を共有し、協働支援を行うべきかどうかの判断を行っている。そのため、それぞれが連携することで、民生委員児童委員が把握しているようなケースへの支援が確実に行き届くような、重層的な相談支援体制のあり方について、主に次の事項について協議を行った。

- ・把握したケースを確実に支援へ繋ぐために、これまでの活動状況等から改めて区自立協として意識して取り組むべき役割や連携のあり方。
- ・チームケアの中で、区自立協の強みを発揮できる効果的な動き方。

### （主な意見、実践について）

- ・各機関において、それぞれの支援が入り口の部分で自己完結することがないよう、多機関協働という選択肢があり、その中にある拠点、基幹センターに繋がるような仕掛けを考えることによって、支援の入り口におけるアセスメント機能を強化していけると良い。
- ・主体性のある機関連携が非常に重要であり、連携の目的について考える必要がある。「本人の生活の質を上げる、幅を広げていく」といった個別支援に還元していくことが第一義的などころであるため、それらを意識的に認識する機会や仕組みが必要である。

### <令和3年度の実践の方向性（案）>

今年度取り組んだ（１）、（２）については、引き続き主要な議題として取り扱うこととする。加えて、各区自立協で挙げられている地域課題である居住支援（平成30年度にグループホームとのマッチング等について「住まいの問題」として取り扱い、グループホーム連絡会や県居住支援協議会の状況を把握・共有しながら、課題の整理と明確化を進めるとした経過あり）やサービス移行期の引継ぎ（学齢期から成人期、障害福祉サービスから介護保険サービス）等についても、（１）、（２）に連動させて適宜取り組むこととする。

## 2 障害児者が地域の中で孤立したり支援につながらない等の事態を生み出さないための、相談支援体制の質的・量的拡充

### (1) 地域生活支援拠点モデル事業の取組み

#### <今年度の取組み状況>

平成 30 年 10 月 1 日から開始したモデル事業について、引き続き「特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター」への業務委託により実施した。令和 3 年度からの本格実施に向け、特に、「予防的視点でのコーディネート」、「緊急受入れ機関のネットワーク形成」におけるあり方について検討を行った。

#### ① 緊急受入れに係る相談について

参考資料 2 参照

#### ② 予防的視点でのコーディネート

拠点の「予防的視点でのコーディネート」について、各区自立協の関係機関等との共通理解の促進に向け、昨年度見直した「地域生活支援拠点の中長期的視点（予防的視点）に立った継続支援のコーディネート」（図 1）を用いて説明し、展開した。

これまでは、本事業が登録制の制度（事業）であるかのように理解されているところがあったが、対象者を把握した時点から、支援チームとともに継続的支援を組み立てていくことをより前面に出したことにより、ケース会議への参加、家庭訪問や入院先に同行する等、緊急受入れ前後の予防的支援に対する関係機関の理解促進及び拠点コーディネーターの役割を明確化していく一助となっている。

なお、本市における本事業の体制整備については、拠点検討部会（平成 27～29 年度 仙台市障害者自立支援協議会に設置）において「面的整備」を基本方針としていることから、仙台市全体で機能するものとの考えを踏まえ、本事業の進捗状況について共有することを目的として、各区自立協の場（運営会議および相談支援事業所等連絡会議）で報告し共通理解を進めている。

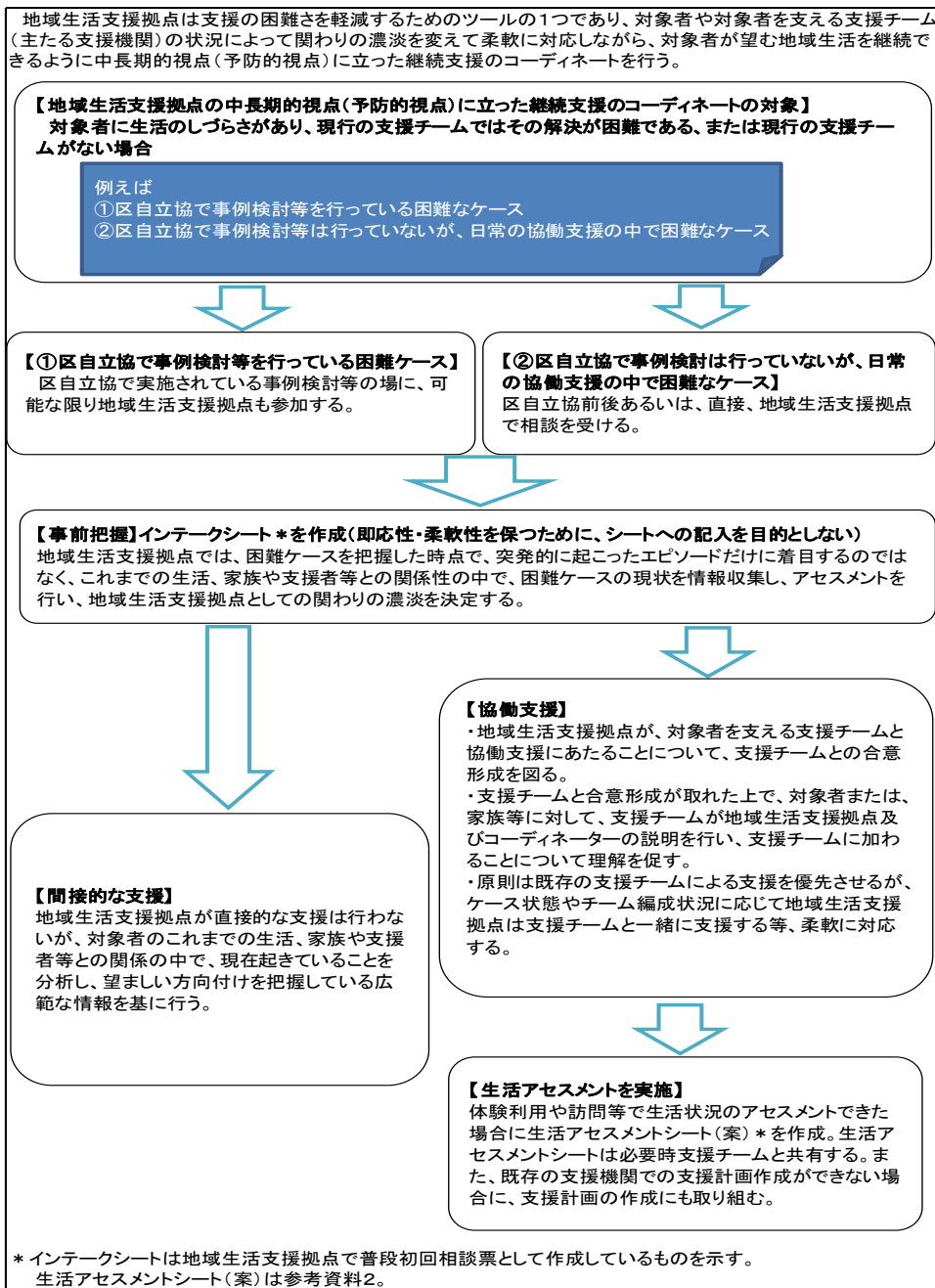


図1 地域生活支援拠点の中長期的視点（予防的視点）に立った継続的支援のコーディネート

### ③ 地域生活支援拠点が目指す「予防的支援」の理解促進について

地域の受入れ機関を対象とする実践報告会として、仙台市障害者家族支援等推進事業連絡会（旧レスパイト事業者）が主催した「短期入所（単独型）事業所情報交換会」（令和2年12月21日 13事業所参加）において、本事業にかかる実践報告及び緊急受入れに係る状況等についての情報共有と意見交換を行った。不定期での開催となる見込みだが、今後も継続して参加し理解促進を図っていくこととする。

④ 各区自立協や基幹相談支援センター事業との連携について

各区自立協，特に「困難ケースを拾い上げる」機能を有する既存の会議体（ケースレビュー）へ引き続き参加し，相談支援従事者と平時から緊急事態を見越した予防的視点を共有するとともに，令和2年7月より開始した，同じ拠点機能を持つ基幹センターとの協働支援（5事例）に取り組んでいる。

(参考事例)

拠点（相談支援事業所）から基幹センターへ支援依頼をし，協働支援により保健所支所へ繋いだケース。

※対象者は市外住登者。県内の精神科病院に入院していたが，退院後に仙台市内での生活を希望したため拠点が地域生活の調整を行ったもの。

地域生活支援拠点	基幹相談支援センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急受入れ等に係る調整</li> </ul> ⇒障害福祉サービス（短期入所）申請のため，市内指定特定相談支援事業所を確保し計画相談支援を導入。	転居後，仙台市での支援体制を構築するため支援依頼。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居確保のため，居住支援を行う訪問看護事業所に支援依頼。</li> </ul>	
<p><b>他市からの移管後，支援主体が保健所支所となるため，ケア会議の設定</b>            ⇒当初，書面だけで引継ぎを行う予定だったが，<u>転居後の確実な支援を確保するため，拠点が中心となりケア会議を開催。</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・転居後の家具什器等の調整（インフォーマル資源の活用）</li> <li>・転居後も訪問等の支援継続。</li> </ul>	
<p>今後，拠点としては緊急受入れの経験を活かして，地域生活定着のために予防的なコーディネートの役割を果たすこと等が期待される。</p>	

⑤ 緊急受入れ機関（既存の短期入所事業所等）のネットワーク形成に向けて

令和元年度以降，各区自立協や個別のケース会議に参加する等，主に相談支援従事者へのアプローチを進めてきたが，「短期入所（単独型）事業所情報交換会」への参加を契機として，令和2年12月に短期入所事業所1ヶ所，令和3年1月には共生型短期入所事業所1ヶ所，共同生活援助（グループ・ホーム）1ヶ所へ訪問実施した。改めて地域の受入れ機関における運営体制の状況等を把握することにより，受入れ先の拡充と支援ネットワーク構築の足掛かりとしていく。

## ⑥ 本格実施に向けた事業者選定について

令和2年4月1日現在において、仙台市内で障害者総合支援法第79条第2項に規定する障害福祉サービス事業所（指定特定相談支援事業を実施している者及び令和2年度内に実施予定の者）を運営している社会福祉法人等を主な資格要件として、募集要項等の説明会を行った後、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行った（応募事業者4法人）。なお、事業者選定にあたっては、業務の性質上、目的の達成及び事業実施の評価を行うためには一定期間が必要であるとのモデル事業の検証に基づき、同一受託者による3年間の事業継続とすることとした。

その結果、令和3年4月1日から令和6年3月31日までを委託契約期間として、全国コミュニティライフサポートセンターを委託事業者として選定した。

## <令和3年度の取組みの方向性（案）>

### ① 「予防的視点」の理解促進及び予防的視点でのコーディネート

予防的な関わり、緊急時対応、再発防止の取組みが、一貫性、継続性を持って日常的に行われるよう、拠点コーディネーターが地域の支援チームに参画し、支援プランの作成や体験利用を調整することや、生活場面のアセスメントを通じた丁寧なつなぎ及びリスクマネジメントの視点を事前に支援者間で共有するなど、コーディネート機能を強化し、それら協働実践を通じて地域の支援者へ汎化させていくこととする。

その実現にあたっては、基幹センターとの協働により、個別支援やチームケアにおける支援ノウハウを学ぶ等の具体的な取組みを継続していくこととする。

### ② 緊急受入れ機関のネットワーク形成に向けて

仕様書（案）（参考資料3）に記載のとおり、引き続き受入れ施設を個別に訪問することなどにより、緊急受入れに係る地域課題を共有し、広く受入れを実施できる体制の確立を目指すとともに、取り組み内容を基に、相談支援事業所、短期入所事業所、グループホーム等を対象とする実践報告会を年1回以上開催し、緊急受入れに係る連携体制や支援の実態を共有し学び合う機会を設けることとする。さらには、現在加入している仙台市グループホーム連絡会が主催する研修の中で、「緊急受入れ及びチームケア」をテーマとして、本事業への理解及び支援者間の連携の促進を図ることとする。

また、それら取組みにより、緊急事態の発生当日に拠点で受け入れたケースを、普段利用している、又はより本人に合った受入れ施設（短期入所事業所、グループホーム等）に早期につなぐ等の試みを継続していく。

## (2) 障害者相談支援体制整備

### <今年度の取組み状況>

相談支援体制の整備にかかる取組みとして、法人等を個別に訪問し、相談支援事業所の新規開設に向けた働きかけを行った。また、既存の指定相談支援事業所を対象に実務の効

率化や支援力向上を目指し、事業所同士で育ち合える仕組みを作るための計画相談支援実務研修会等を継続して実施した。

### ① 計画相談支援の拡充について

#### ア 指定相談支援事業所数（委託を除く）の新規・廃止の状況

年 度	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
箇 所	44 箇所	42 箇所	41 箇所
（うち新規）	4 箇所	4 箇所	4 箇所
（運営主体）	NPO 法人（2） 社福法人（1） 株式会社（1）	NPO 法人（1） 社団法人（2） 株式会社（1）	合資会社（1） 社福法人（1） 株式会社（1） NPO 法人（1）
廃止数	—	5 箇所	4 箇所

※令和 2 年度は令和 3 年 2 月時点で 43 箇所（うち新規 2 箇所）

事業所数は横ばいの状態。相談支援事業所を新規開設する運営主体は様々であるが、障害福祉サービス事業所（グループホームや居宅介護事業所、就労継続支援）を運営し、同事業の利用者を対象として計画相談を導入するといった設置理由が多い。

新規開設の相談支援事業所の人員体制の傾向としては、他の相談支援事業所において管理者や相談支援専門員等の経験のある職員を「管理者兼相談支援専門員」として配置するとともに、他にも相談支援専門員を配置して複数体制としており、「1 人事業所」として開所するところは少数である。

一方、新規開設後 2～3 年程で休止し、その後廃止する事業所もある。要因としては、職員の退職（独立を含む）により「人員体制が確保できないこと」が多い。

なお、令和 3 年 2 月時点で、委託を除く相談支援事業所のうち、管理者（兼務なし）が配置され、相談支援専門員が 1 名の事業所は 6 箇所、相談支援専門員 1 名（管理者兼務）の事業所は 8 箇所である。委託相談支援事業所を除く 43 の指定相談支援事業所のうち、これら計 14 箇所（全体の 3 割強）は実質的に 1 人事業所体制となっている。

#### イ 相談支援専門員数（常勤換算）・サービス等利用計画作成者数の状況

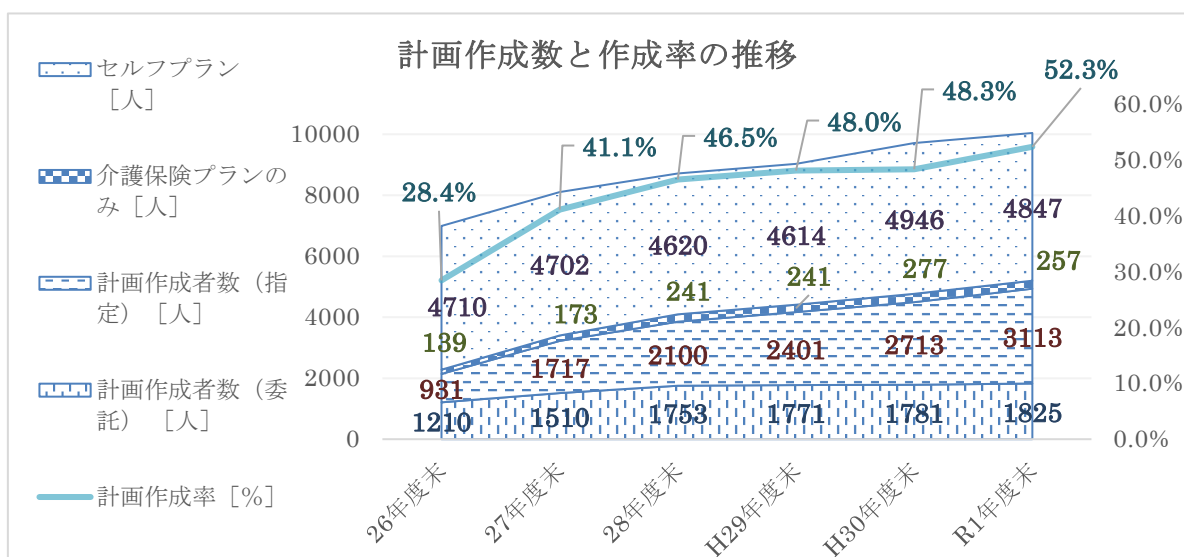
	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
サービス等利用計画作成者数【人】(a)	2,401	2,713	3,113
相談支援専門員数（常勤換算）【人】(b)	46.66	52.68	54.80
相談支援専門員（常勤換算）1 名あたりの			
担当ケース数【人】(= a / b )	51.46	51.50	56.8
一月あたりの国保連請求数【件】	14.5	16.9	21.1



指定相談支援事業所（委託を除く）の相談支援専門員数は微増である。相談支援専門員一人あたりの担当ケース数，一月あたりの国保連請求数も伸びている。

また，支援困難ケースへの積極的な対応，専門性の高い人材の確保，質の高いマネジメント等が行えるよう，複数の専従の相談支援専門員を配置した体制を評価する特定事業所加算を届け出ている事業所は 8 事業所ある（令和 3 年 1 月時点で，特定事業所加算の（Ⅱ）が 1 箇所（前年度 0→今年度 1），（Ⅲ）が 2 箇所，（Ⅳ）が 5 箇所（前年度 4→今年度 5））。既に当該加算の届け出をしていた事業所において，在籍職員が新たに相談支援専門員の資格を取得したり，相談支援専門員の資格を有する職員を新規採用する等により，継続して人員を整え，さらに上位の加算を申請する事業所も見られる。

#### ウ 計画作成数と作成率の推移



一人あたりの担当ケース数が増え，計画作成率は 5 割を超えている（52.3%）。

今後，さらに計画作成率の向上につなげるには，更なる相談支援事業所の新設の促進，相談支援専門員の確保，育成が必要である。

#### エ 相談支援専門員数の増加に向けた取組み（法人への個別訪問等）

「宮城県相談支援従事者初任者研修」の修了者のうち，基幹相談支援センターにおいて，当該研修の「課題実習」等の個別対応を行った者が所属する法人等を訪問し，相談支援事業所の開設に向けた手続きや，開設後の支援体制について説明を行い，新規開設を働きかけた。また，相談支援事業所の新規開設の手続きについて問い合わせのあった法人等を個別訪問し，開設に向けた手続き等を説明した。

さらに，前年度に一度訪問し，相談支援事業所の開設に前向きな回答のあった法人等に連絡をとり，進捗や意向などを確認し，改めて新規開設を働きかけた。

○「宮城県相談支援従事者初任者研修」修了者の属する法人等への個別訪問

訪問先	6 か所 障害福祉サービス事業所（放デイ，居宅介護，共同生活援助），合同会社，居宅介護事業所（高齢），社会福祉法人（高齢+就労支援）
結果	令和3年4月開設予定 2 箇所（※網掛け箇所） 令和3年5月開設予定 1 箇所 令和3年度中の開設予定 3 箇所

○その他

基幹相談支援センター で実習対応した事業所	社会福祉法人 2 箇所，障害福祉サービス事業所（就労）1 箇所 株式会社（高齢）1 箇所
電話問い合わせ	株式会社（就労・生活介護）1 箇所，新規参入（個人）
前年度から継続	株式会社 1 箇所，社会福祉法人 2 箇所
結果	令和3年4月開設予定 2 箇所（※網掛け箇所）

【結果】

- ・令和3年4月に新たに4事業所が開設予定となった。これらは、他の障害福祉サービス事業（放デイ，居宅介護等）を運営しており，その利用者を主な対象として「相談支援事業所」を開設するもの。また，個人で新たに立ち上げる方は，もともと，相談支援事業所等に勤務していたノウハウを活かして，事業を運営するもの。
- ・各事業所より，相談支援事業所の開設に関する課題として，「相談支援専門員の採用が難しい」，「相談支援事業のみでは経営が厳しい」，「資格を取得してすぐに実務に入るため何から取り掛かるべきかわからない」等の声があった。
- ・今年度は基幹相談支援センターにおいて，相談支援専門員の資格取得に必須の研修である宮城県障害者相談支援従事者初任者研修における「課題実習」の市内の受講生の対応を行ったが，こうした相談支援専門員の資格を取得した者へのアプローチを丁寧に行い，新規申請に係る手続き支援のほか，開設後のケース支援にかかる支援，請求事務等の具体の事務に関する支援等，開設後の支援も大切である。

オ 指定特定相談支援事業者の育成・支援の取組み（計画相談支援実務研修会）

指定特定相談支援事業者（委託も含む）がケアマネジメントの理念（視点）等の相談支援にかかる基本を押さえ，安定的な事業運営に寄与することを目的に，計画相談支援実務研修会を開催した。今年度は計画相談に必要な「アセスメント」をテーマとして，「なぜアセスメントが必要なのか」を振り返りながら，「効率的なアセスメント」を行うための実践的な内容等を，講話とワークを織り交ぜた構成とする研修とした。

<p>&lt;主催&gt;            仙台市障害者基幹相談支援センター</p> <p>&lt;開催日&gt;            令和3年3月3日（水）14時～16時30分（仙台市障害者総合支援センター）            「計画相談を行う上で大切なこと～なぜアセスメントが必要か～」</p> <p>&lt;講師&gt;            指定特定相談支援事業所ばるけあであらんで 高橋 壮 主任相談支援専門員</p> <p>&lt;参加者&gt;            21名（20事業所）            青葉区8名/宮城野区4名/若林区2名/太白区4名（1事業所から2名参加）            /泉区3名</p>
--

## ② その他（各区障害者総合相談及び基幹相談支援センター事業）

- ・障害者総合相談に関する各区障害高齢課における取組み

各区障害高齢課において令和元年度より、高齢者支援係、障害者支援係、地域支援係の3係体制となり、役割が整理された一方で、各係間における情報共有など一層の連携が求められることとなった。このため、「障害者総合相談業務マニュアル」等を活用し、「障害者総合相談ケースレビュー実施にあたり、考慮すべき事項」を踏まえた各係間での合同レビュー等の「組織内での効果的なレビューのあり方」を検討しつつ、「支援の必要度に応じた重点的に関わる対象者の明確化」に努め、適切な総合相談が提供されるよう取り組んだ。

- ・基幹相談支援センター事業の取組み

令和2年7月に開始した基幹相談支援センター事業について、今年度は市内59箇所の相談支援事業所のうち、委託相談支援事業所を含む44箇所を訪問し、支援状況等の聴き取りを行うとともに、各区障害者自立支援協議会への参加を通じて相談支援事業所から協働支援の依頼のあった「困難ケース」について、同行訪問や助言等による共同支援（支援者支援）を実施した。（表1参照）

また、「計画相談支援実務研修会」の開催や「障害者ケアマネジメント従事者養成研修」の企画・運営への参画のほか、カリキュラムの改訂により「宮城県相談支援従事者初任者研修」において新たに追加された、サービス等利用計画の作成や地域資源に関する「課題実習」について、委託相談支援事業所等の職員とともに仙台市内の受講生（全体47名のうち24名が仙台市内の事業所等に所属する受講生）への対応をする等「人材育成」にかかる取組みを実施した。

表1 共同支援の状況（令和3年3月1日現在）

依頼者	件数	障害種別
委託相談支援事業所	6	精神：2，知的：1，身体：1，複合：2
指定特定相談支援事業所	3	複合2，診断なし：1
地域生活支援拠点	5	精神：2，複合：3
その他（専門機関など）	7	身体：2，複合：3，発達：1，診断なし：1

## ＜令和3年度の取組みの方向性（案）＞

令和3年度は今年度の取組みの方向性を継続し、令和2年度に開設した基幹相談支援センターや関係機関と連携しながら、次の事項について取り組む。

### ① 計画相談支援の拡充について

#### ア 相談支援専門員数の増加に向けた取組み

- ・ 法人等への個別訪問

障害福祉サービス事業所等を運営しているが、指定相談支援事業を実施していない法人等への個別訪問を実施し、各種説明を行い、新規開設を働きかける。また、基幹相談支援センターと連携し、「宮城県相談支援従事者初任者研修」の修了者へのアプローチを実施し、新規開設や相談支援専門員の増員等を働きかける。

- ・ 「相談支援専門員」の資格取得の促進・相談支援事業への参入促進

「障害者ケアマネジメント従事者養成研修」では、「基礎研修」の研修対象者を相談支援事業所の初任層中心から、「障害福祉サービスに従事する方（事業所）」に拡大する。こうした、様々な分野の従事者が集まる機会を活用し、本市における相談支援の実施状況を伝え、相談支援専門員の資格取得や相談支援事業への参入を促す。

#### イ 指定相談支援事業者の育成・支援

- ・ 「計画相談支援実務研修会」との連動

基幹相談支援センターが主催する当該研修において、相談支援事業所における事務等の効率化にかかる手法等を紹介するほか、相談支援専門員同士の情報交換の場を設定する等、相談支援事業所支援員の質の向上につながるものとなるよう企画・運営に参画する。なお、令和3年4月には、障害福祉サービスにおける報酬改定が実施されるため、改定内容についても当該研修等の機会を活用し、周知を図る。

- ・ 「計画相談支援運営ガイドブック」（報酬にかかる部分）の改訂

前項と連動し、当該ガイドブックを報酬改定に対応した内容へと改め、市内の指定相談支援事業所が請求事務等へ活用できるようにする。

- ・ 新設（2年以内）の指定相談支援事業所への訪問

新設して間もない（2年以内）の指定相談支援事業所を訪問し、運営の状況を把握するとともに、安定した事業運営に向けて支援を行う。

### ② 「障害者総合相談業務マニュアル」の見直しの検討

当該マニュアルにおける「障害者総合相談ケースレビュー実施にあたり、考慮すべき事項」などの掲載内容について、調整担当者会議（障害者総合相談担当者会議）において、各区障害高齢課・総合支所保健福祉課での活用状況等を確認し、必要な箇所の見直しを検討する。